

家庭廃棄物有料化・  
戸別収集  
特 集 号

お問い合わせは  
ごみ対策課  
(3階8番窓口)  
(内線)1241~1247

発行/東大和市 編集/企画財政部秘書広報課 (〒207-8585) 東大和市中央 3-930 ☎042-563-2111(市役所代表) ファクス 042-563-5932

## 東大和市では家庭廃棄物について、8月から排出場所・排出方法などを変更し、10月から有料化(有料の指定収集袋)を実施します。ご理解とご協力をお願いします。

家庭廃棄物の有料化を導入する目的は、ごみの減量化です。有料化の実施により、市民一人ひとりの廃棄物に対する減量意識が向上し、焼却施設や最終処分場への負担軽減、施設の延命化へとつながります。皆様のご理解とご協力をお願いします。

### 8月からの変更内容

- ① **排出場所の変更**・・・戸建て住宅については戸別収集を開始します。  
(ごみを出す場所)⇒2ページ参照 ただし、一部の戸建て住宅は戸別収集の対象になりません。
- ② **排出方法の変更**・・・ペットボトルは、透明または半透明の袋で排出してください。  
(ごみの出し方)⇒3ページ参照 ただし、缶・びんは収集容器に排出してください。
- ③ **排出曜日の変更**・・・全地域で曜日の変更があります。必ずごみ排出カレンダーを確認してください(ごみ排出カレンダーは、7月に全戸配布します)。  
(ごみを出す日)

### コールセンターを下記のとおり開設します

【開設期間】7月14日(月)～11月28日(金) ☎042-511-0753

家庭廃棄物有料化・戸別収集について、お問い合わせください。

7月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

8月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

#### コールセンター開設時間

- ☐・・・午前8時30分～午後5時
- ・・・午前8時30分～午後8時

9月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

10月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

11月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

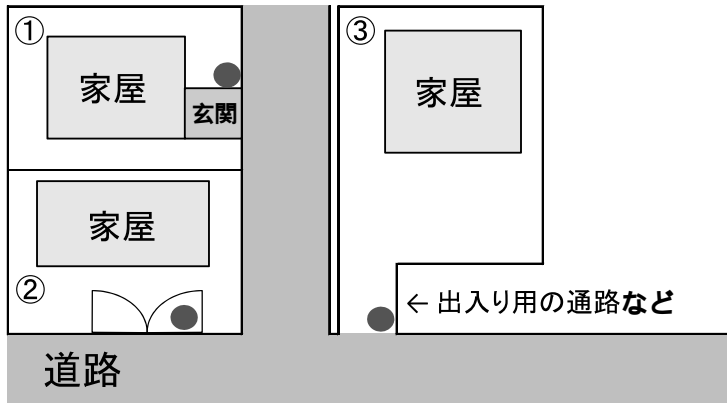
# 排出場所 (ごみを出す場所) の変更

● : 可燃ごみ・不燃ごみ・容器包装プラスチックの排出場所

## 戸建て住宅にお住まいの方

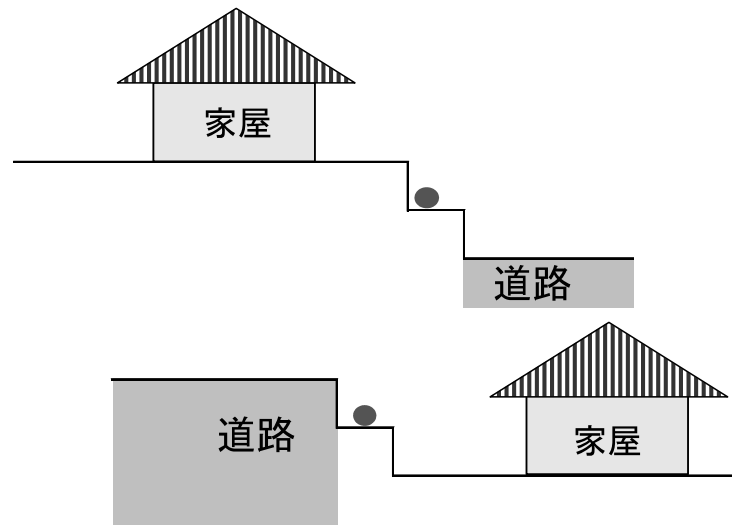
(1) 路上の集積所を利用している方 ... 8月から戸別収集になります。

道路に面した敷地内の一定の場所に出してください。



- ① 道路に面して玄関がある  
→ 玄関先に出す
- ② 道路に面して門がある  
→ 門扉の内側または、門扉に掛けて出す
- ③ 敷地延長  
→ 道路と敷地の境界線(敷地側)に出す

自宅が段上または段下の場合は、道路面の一段上、または一段下に出してください。

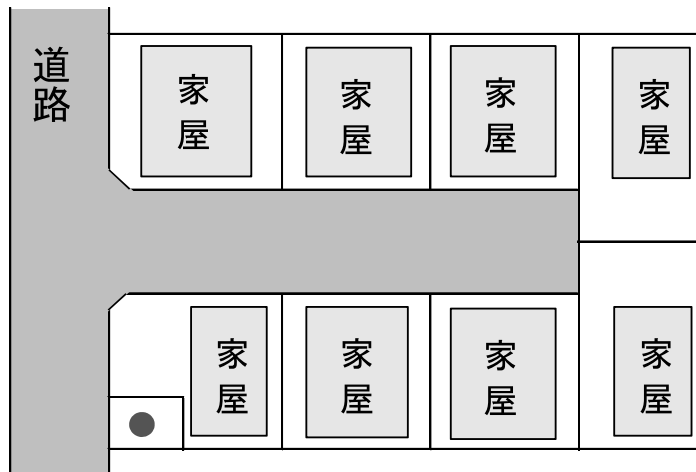


(2) 路上以外の集積所を利用している方

... 現在の集積所を引き続きご利用ください。

※路上以外...ブロックで囲まれた専用の集積所だけでなく、駐車場や畑等にあるものも含まれます。

代表的な例  
ブロックで囲まれた集積所



※道路が狭いなどにより、収集車両が入りできない場合は、現在の集積所を引き続き利用していただく場合があります。

### ご注意ください

- 資源物(缶・びん・ペットボトル・紙類・布類)は引き続き資源ステーションへ排出してください。
- 有害ごみ、スプレー缶類も、資源ステーションに排出してください(排出場所と曜日が変わります)。



## 集合住宅にお住まいの方

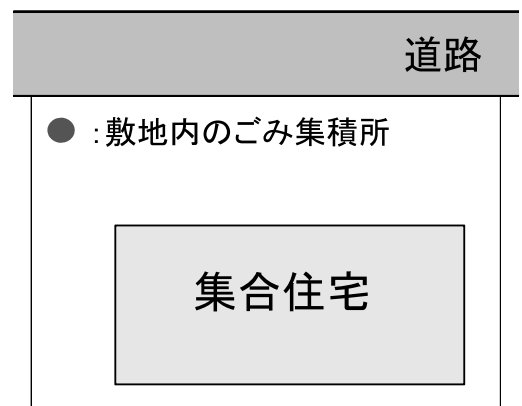
敷地内の集積所を引き続きご利用ください。

⚠ 敷地内に集積所がない方へ

8月から、道路や歩道に設置されている集積所は廃止され、使用できなくなります。敷地内に集積所が未設置の集合住宅については、新たに設置する必要があります。管理会社等へご確認をお願いします。

⚠ 管理者及び所有者の方へ

敷地内に居住者の方の排出場所が確保されていない場合は、排出場所を確保し、ごみ対策課まで申請をお願いします。



## 排出方法 (ごみの出し方) の変更

品目		排出方法	排出日
可燃ごみ	有料 (一部無料)	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定収集袋 (注) に入れて、排出してください (1世帯あたり1回2袋まで回収します)。 ※おむつ、枝木、落ち葉、雑草、地域清掃で回収したごみは2~3袋(束)までは無料で収集します。</li> </ul>	週2回
不燃ごみ		<ul style="list-style-type: none"> <li>指定収集袋 (注) に入れて、排出してください (1世帯あたり1回2袋まで回収します)。 ※地域清掃で回収したごみは2~3袋までは無料で収集します。</li> </ul>	月1回
容器包装 プラスチック	有料	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定収集袋 (注) に入れて、排出してください (1世帯あたり1回2袋まで回収します)。</li> </ul>	週1回
<p>(注) 試行期間中 (8月、9月) は、指定収集袋は使用せず、透明または半透明の袋を使用してください。</p>			
紙類・布類	無料	<ul style="list-style-type: none"> <li>紙類は品目ごとにひもで束ねて、雑紙はひもで縛るか紙袋に入れて排出してください。 〔1世帯あたり1回2~3束(袋)まで回収します〕</li> <li>布類は透明または半透明の袋に入れて排出してください。</li> </ul>	週1回 3週目は除く
ペットボトル		<ul style="list-style-type: none"> <li>透明または半透明の袋に入れて排出してください。 (1世帯あたり1回2~3袋まで回収します) ※キャップ・ラベルは外して容器包装プラスチックとして排出してください。</li> </ul>	月2回
缶・びん スプレー缶類		<ul style="list-style-type: none"> <li>缶・びんは、収集前日に設置される「かご」に品目ごとに排出してください。</li> <li>スプレー缶類は必ず使い切り、穴を開けて透明または半透明の袋に入れて排出してください。 ※スプレー缶類は、「かご」には入れないでください。</li> </ul>	月1回 ※
缶・びん 有害ごみ <small>(乾電池・蛍光管・ライター・水銀体温計等)</small>		<ul style="list-style-type: none"> <li>缶・びんは、収集前日に設置される「かご」に品目ごとに排出してください。</li> <li>乾電池・蛍光管・ライター・水銀体温計等は、それぞれ分けて透明または半透明の袋に入れて排出してください。 ※有害ごみは、「かご」には入れないでください。</li> </ul>	月1回 ※

※缶・びんは合わせて月2回の排出になります。

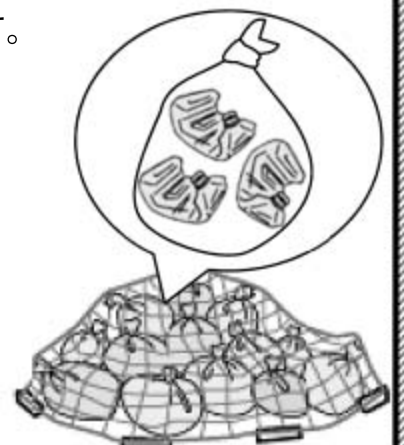
### 飛散防止用ネットを7月1日(火)から配布します。

8月からの排出方法の変更に伴い、資源物 (ペットボトル等) の飛散防止のために、ネットを配布します。配布対象は、排出方法変更後も集積所等を継続して使用する場合で、次のとおりです。

- 【配布対象】
- ①資源ステーション
  - ②集合住宅に設置された集積所
  - ③継続利用する、路上以外の集積所
  - ④道路が狭い等の理由により設置された集積所

【配布ネット】 色：黄色 大きさ：2m×3m

【申込み】 ごみ対策課窓口へ直接お申し込みください。



## 減免制度について

下記の要件に該当する世帯について、指定収集袋を交付します。

### ● 減免世帯

- ①生活保護受給世帯または中国残留邦人等支援法による給付を受けている世帯
- ②児童扶養手当を受給している方がいる世帯
- ③特別児童扶養手当を受給している方がいる世帯
- ④老齢福祉年金を受給している方がいる世帯
- ⑤身体障害者手帳1・2級をお持ちの方がいる世帯
- ⑥精神障害者手帳1・2級をお持ちの方がいる世帯
- ⑦愛の手帳1・2度をお持ちの方がいる世帯
- ⑧年齢が75歳以上の方のみで構成されている世帯

②～⑧は世帯全員が  
市民税非課税であることが  
条件となります。

### ● 申請受付

- 【場 所 等】 ごみ対策課窓口：月～金曜日の午前8時30分～午後5時（祝日は除く）  
※7月4日(金)までは会議棟で受け付けています（午前9時～午後5時）。
- 【持 ち 物】 減免世帯に該当していることを証明する書類または手帳、印鑑（朱肉を使うもの）  
※市民税非課税証明書の提出は必要ありません。ただし、平成26年1月1日現在東大和市に  
住民登録がない方は、平成26年度の市民税非課税証明書などが必要になります。
- 【袋の交付】 10月～翌年9月の1年間分として上限100枚を交付します。  
※10月以降に申請した場合は、申請日の翌日から対象期間の末日までの日数に応じて算出  
した枚数になります。

## カラスなどによる被害対策

カラスなどにごみを荒らされにくくするには、市民の皆さん一人ひとりの協力が必要です。ごみの出し方を工夫することで、被害の防止や減少につながります。以下の方法を参考にしてください。

### ① 生ごみを減らす

- ・食べ物、必要な分だけ買う、作る。  
→食べ残しをしない
- ・生ごみは、水切りの徹底やたい肥化をすることで減らすことができます。

### ② 時間を守る

- ・夜間にごみを出すと、荒らされやすくなります。  
収集日の当日、朝8時までに出してください。

### ③ ネット等の使用

《注意》 ごみ袋がネットからはみ出してしまうと効果がなくなってしまいます。

【以下も効果があります】

- ・不用になったレース編み(透かし模様)のカーテンを使う。
- ・ごみ袋をS字フックで門扉にかける。

### ④ 生ごみの入れ方

- ・生ごみが外から見えないように、できるかぎり袋の中心に入れて、袋の口をしっかり縛る。

※燃えないごみの日に、容器包装プラスチックの収集はありません。

7月の燃えないごみの日

9日(水)  
桜が丘 向原 立野・仲原 上北台 芋窪・蔵敷

14日(月)  
新堀 清水 南街 高木 湖畔 奈良橋 多摩湖 清原 狭山 中央

指定収集袋に載ってるから、目印にしてね♪

## ごみ対策課からのお知らせ

- 「ごみ分別ガイド」と「ごみ排出カレンダー」等を7月に全戸配布します。(詳しい収集日程等は、こちらでご確認ください。)
- 次回特集号(8月15日号)で指定収集袋の販売店を掲載します。

【問合せ】 ごみ対策課 FAX：(042) 563-5931  
E-mail：gomigenryou@city.higashiyamato.lg.jp

